

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年五月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 木 村 暢 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
川越市の場北一丁目二番一 地 先から同市の場北一丁目二番三 一 地先まで		区 間
一四・〇〇〃 一六・〇〇一	一四・〇〇〃 一四・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇・七五		延長 (メートル)
平成二十六年三月 十四日付け埼玉県 川越県土整備事務 所長告示第三号の 道路予定区域の一 部変更である。		備 考